副本

丙第 2 号証

東京都公報
日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）
発行　東京都

目次

告示
○都市計画事業の認可……（都市整備局都市基盤部街路計画課）…一
○土地区画整理組合の定款の変更認可……（都市整備局市街地整備部民間開発課）…一
○建築基準法による一定の一団の土地の区域……（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…一
○昭和五十九年東京都告示第三百四十号（肥料取締法による肥料の施用上の注意等の表示をすることを命ずる事項）の一部改正……（産業労働局家畜保健衛生所）…一
○河川保全区域の指定の一部廃止……（建設局河川部指導調整課）…二
公告
○優良映画の推奨……（青少年・治安対策本部総合対策部健全育成課）…三
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活文化局都民生活部管理法人課）…三

告示

◉東京都告示第千四百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成十八年十月十八日

東京都知事　石　原　慎太郎

一　施行者の名称　世田谷区

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第五十四号線及び区画街路世田谷区画街路第十号線

三　事業施行期間　平成十八年十月十八日から平成二十七年三月三十一日まで

四　事業地
収用の部分　世田谷区北沢二丁目地内
使用の部分　世田谷区北沢二丁目地内

◉東京都告示第千四百三十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき山崎町横峰土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のように告示する。

平成十八年十月十八日

東京都知事　石　原　慎太郎

一　組合の名称
山崎町横峰土地区画整理組合

二　事業施行期間
平成十七年九月二日から平成二十一年三月三十一日まで

三　施行地区
町田市山崎町字十号、字十四号及び字十五号の各一部

四　事務所の所在地
町田市山崎町千九百十九番地の一

五　変更認可の年月日
平成十八年十月十八日

◉東京都告示第千四百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成十八年十月十八日

東京都多摩建築指導事務所長　鈴木幸雄

一　対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番	認定年月日
昭島市玉川町五丁目七百五十四番二、同番十七及び同番三十六	平成十八年十月四日

二　認定計画書の縦覧場所
東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課

◉東京都告示第千四百四十号

昭和五十九年東京都告示第三百四十号（肥料取締法による肥料の施用上の注意等の表示をすることを命ずる事項）の一部を次のように改正する。

平成十八年十月十八日

東京都知事　石　原　慎太郎

表4の項中「別表第1の1の(1)のケ、コ又はサ」を「別表第1の2の(1)のア、イ又はウ」に改める。